

愛知中部水道企業団 監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、実施した定例監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成30年9月25日

愛知中部水道企業団

監査委員 都 築 良 直

監査委員 水 谷 正 邦

- | | |
|------------|--|
| 1 監査の対象 | 工務部建設課 |
| 2 監査期日 | 平成30年9月25日 |
| 3 監査の重点 | 建設課における事務事業が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、合理的かつ効率的な運営がされているかを重点に監査を実施した。 |
| 4 監査の方法 | 愛知中部水道企業団組織規程第4条に規定する各課の分掌事務等に基づき、関係書類の提出を求め、質問を加えながら実施した。 |
| 5 出席を求めた職員 | 工務部長、建設課長、建設課課長補佐 |
| 6 監査の結果 | 監査を実施した事項は適切に処理されており、事務の執行状況は良好なものと認める。 |